

船越地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
山田町	平成25年6月27日	令和6年3月28日
対象地区名(地区内の集落名)		
船越地区(漣磯、浦の浜、大浦、小谷鳥)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	22.00 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.40 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	5.20 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.84 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.10 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

船越地区においては、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っているが、現在、担い手はいるが十分ではない状況である。今後、現在の担い手の経営規模拡大を促すことに加え、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

船越地区では、農用地区画整理事業が完了し、耕作ができる状態となっている。その農地について、農地中間管理事業を活用して、集積・集約化を図っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	農用地区画整理事業が完了した農地について、機構の活用の意向を確認し、集積・集約化を進める。アンケート調査で機構活用の意向が確認できたその他の農地についても、集積を図っていく。 農業者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地の一時保全管理や新たな担い手への再配分等できるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。
(2) 農地の維持管理	集積された農地及び未集積の農地の維持管理について、大浦・小谷鳥地区農地保全組合で草刈りなどを行う。
(3) 農業振興地域について	船越地区において真に守るべき農用地といえるのは、農用地区画整理事業が完了した大浦・小谷鳥地区の農地とその他の一部分である。農業振興地域を見直し、真に守るべき農用地について、重点的に集積・集約化を進める。
(4)	
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	2 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	1 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	1 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	9.49 ha	22.00 ha	43 %
今後	9.59 ha	22.00 ha	44 %